

令和5年度新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入協力金交付要綱(案)

(趣旨)

第1条 県は、県内の医療提供体制を確保するため、自宅等に療養中の新型コロナウイルス感染症陽性者の容体が悪化した場合に外来診療を行う医療機関（以下、「外来診療協力医療機関」という。）が、保健所等の調整により外来診療に応じたことに対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和5年度新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入協力金（以下「協力金」という。）を交付する。

(協力金の額)

第2条 協力金の額は、前条の外来診療1件につき30,000円とする。なお、前条の外来診療として透析患者に対し透析治療を行った場合は1件につき20,000円を加算する。

(協力金の交付申請及び請求)

第3条 外来診療協力医療機関は、協力金の交付を受けようとするときは、令和5年度新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(協力金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書兼請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の交付を決定し、速やかに協力金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に通知するものとする。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前条の申請書兼請求書の提出をもって代えるものとする。

3 知事は、第1項の交付決定をもって、協力金の額を確定したものとみなし、協力金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第5条 知事は、第3条の申請書兼請求書の内容に虚偽があった場合には、交付の決定を取り消し、期限を定めて、交付対象者に協力金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第6条 交付対象者は、協力金に係る証拠書類を整備し、交付決定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年 月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 補助金の対象は、令和5年4月1日から令和5年5月7日までに行われた事業とする。